

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「コンプライアンスの徹底」、「内部統制システムの充実」、「リスク管理体制の強化」等を通じて、経営の健全性、適法性、透明性及び効率性を確保することをコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としており、事業活動を通じて継続的に株主価値を向上し、ステークホルダーの皆様への期待に応えるためコーポレート・ガバナンスの充実に経営の重要課題に位置づけております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
太陽鋳工株式会社	7,046,250	30.13
双日株式会社	1,268,000	5.42
共栄火災海上保険株式会社	1,172,700	5.01
株式会社三菱東京UFJ銀行	663,942	2.83
株式会社三井住友銀行	549,510	2.35
三菱UFJ信託銀行株式会社	482,520	2.06
東邦金属協力会社持株会	408,099	1.74
嶋 政人	400,000	1.71
日本証券金融株式会社	397,000	1.69
株式会社ニチリン	288,000	1.23

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	非鉄金属
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
鈴木 一史	他の会社の出身者					○		○				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木 一史		太陽鋳工(株)取締役開発部長	当社に関する業界に精通し、幅広い見識を当社の経営に反映していただくためであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査とともに取締役が構築及び運営しているシステムにおいて、監査役と会計監査人が連携しながら監査し、意見の交換を行い、内部統制

の充実に努めております。また、内部監査部門の行った監査結果のうち重要なものについて報告を受け、意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
飯島 宗文	他の会社の出身者													
深瀬 真一	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
飯島 宗文	○	独立役員に指定しております。	他業種の経営者及び監査役として培った高い見識を当社の監査体制に活かしていただくためであります。 飯島氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため独立役員として指定しております。
深瀬 真一	○	日本精化(株)取締役執行役員管理本部長兼経理部長 独立役員に指定しております。	他業種の経営者として培った高い見識を当社の監査体制に活かしていただくためであります。 深瀬氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社は、役員に対して固定的な報酬を保障することで中長期的な視点に立った経営を実現できると考えておりますので、現在のところ取締役へのインセンティブ付与施策は実施しておりません。

--	--

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当事業年度における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は次のとおりであります。

区分 支給額

取締役 5名 50,338千円

監査役 1名 8,349千円

社外役員 3名 5,604千円

(注)1 上記には、平成26年6月27日開催の第64回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び辞任した監査役1名を含めております。

2 支給額には使用人兼務取締役の使用人給与17,028千円は含まれておりません。

3 上記支給額のほか、平成26年6月27日開催の第64回定時株主総会決議に基づき役員退職慰労金を退任取締役1名に対して7,200千円を支給しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

事前に取締役会に係る関係資料等を提出しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1) 会社の機関

(取締役会)

取締役5名で構成し、うち社内取締役4名、社外取締役1名であります。

定款に定めている定数は、3名以上15名以内であります。

取締役会は、定期的に又は必要に応じ臨時に開催され、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督を行っております。

(監査役会)

監査役3名で構成し、うち常勤監査役1名、社外監査役2名であります。

定款に定めている定数は、3名以上5名以内であります。

各監査役は、取締役会をはじめとする重要な会議に出席するほか、監査役会で策定された監査計画に基づき業務執行状況、財産状況の調査を実施し、また会計監査人との連携を図り、職務執行の監視に努めております。

(経営会議)

取締役会の機能をより機動的かつ強化されたものとして経営の効率を向上させるため、部長以上のメンバーによる経営会議を毎月開催し、経営に関する重要な事項について意思決定を行うほか、経営計画および経営方針を策定し発表を行っています。

2) 内部監査及び監査役監査の状況

内部監査につきましては、代表取締役社長による直接の指示のもと内部監査室がその任に当たり、内部監査を実施しております。業務執行の妥当性、効率性、コンプライアンスの状況等を検証しております。

監査結果は代表取締役社長に文書により直接報告されております。また、被監査部門に対し、監査結果に基づいた改善指導を行い、実効性の確保に努めております。

また、内部監査の結果のうち重要なものは、取締役会に報告がされ、業務の適切な運営を確保しております。

監査役監査につきましては、監査役会において、監査基準、監査方針、監査方法等を決定し、各監査役は取締役会等の重要な会議に出席するほか、職務の執行状況の聴取や重要な決裁書類等の閲覧等により、取締役の職務の執行を適切に監査しております。また、内部監査の結果について内部監査室より報告を受けるとともに、会計監査人から随時、監査に関する報告を受け、意見交換を行っております。

3) 会計監査の状況

会計監査は、新日本有限責任監査法人を選任しており、会計監査の実施とともに会計制度の変更等にも速やかに対応する環境を整えております。

当事業年度において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については以下のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名と所属する監査法人名

業務執行社員の氏名 監査法人名 継続監査年数

指定有限責任社員 業務執行社員 石田 博信 新日本有限責任監査法人 3年

指定有限責任社員 業務執行社員 上田 美穂 新日本有限責任監査法人 2年

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 3名

その他 4名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

前述の体制により当社取締役・使用人の相互監視が担保され、かつ社外役員による客観的、中立の見地からの助言・監査も踏まえ、当社は経営及び業務執行の健全性を確保できているものと考え、現在の体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会における報告事項及び決議事項に係る参考書類を早期に発送し、ご検討いただくことで、議決権行使の円滑化を図る主旨であります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	主に決算短信、事業報告等の情報を掲載しております。 http://www.tohokinzoku.co.jp/	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社倫理規定にて、当社役員及び従業員が遵守すべき規定が定められております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、環境マネジメントシステムの国際標準規格であるISO14001の認証を取得しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1)当社は取締役および使用人が法令、定款その他の社会的規範に従って事業を運営するため東邦金属行動憲章を宣言し、コンプライアンス体制の基盤となる東邦金属行動指針を策定しています。
- (2)東邦金属行動憲章の遵守を徹底するため、倫理規定その他の関連規定を整備するほか、内部監査室を設置しています。万一違反が発見された場合は、すみやかに当社のコンプライアンス委員会において報告し、その解決策を決定します。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は法令および情報管理規定、プライバシー・ポリシー、株主さまの個人情報に関する方針その他の社内規定に基づき、適切に文書および情報の保存および管理をおこないます。

3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- (1)当社はISO9001およびISO14001の認証を受け、当社が損失の危険として最も重要視すべき品質管理および環境保全に対し、積極的に取り組んでいます。
- (2)各部長は、その担当する部門において発生する可能性がある安全衛生、環境・防災、品質、情報管理、知的財産その他の事業上のリスクを適切に把握・評価し、その発生の未然防止を図ります。
- (3)事業運営に重大な影響を与える経営危機が発生したときは、あらかじめ定める危機管理規定に従い、対策本部を設置して対応します。

4. 取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制

- (1)当社は取締役会を定期的に、また、必要に応じて臨時に開催し、重要事項の決定および取締役の業務執行状況の監督等をおこないます。
- (2)取締役会の機能をより機動的かつ強化されたものとし経営の効率を向上させるため、毎月1回経営会議を開催しています。ここでは、経営に関する重要な事項について意思決定をおこなうほか、経営計画および経営方針を策定し発表をおこなっています。
- (3)日常的な業務については個別に決裁権限を定め、効率性と慎重性を兼ね備えた業務執行を実現しています。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合におけるその使用人およびその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1)監査役が使用人の設置を求めた場合は、当社は、その業務補助のため監査役スタッフを任命します。
- (2)監査役スタッフの人事異動、報酬、懲戒その他の人事考課については、取締役が監査役の同意を得ておこなうものとします。

6. 監査役への報告に関する体制

- (1)取締役および従業員は、監査役に対して、法定の事項、当社に著しい影響をおよぼすおそれのある事項、毎月の経営状況として重要な事項、内部通報のあった事実その他の重要事項を遅滞なく報告するものとします。
- (2)取締役または使用人は、その業務執行について監査役から説明を求められたときは、これに応じるものとします。

7. その他監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制

- (1)監査役は、取締役会、経営会議その他の重要な会議に出席することができるものとします。
- (2)監査役は、取締役、会計監査人および内部監査室と定期的な情報交換をおこなうなど、緊密な連携を保つものとします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な考え方

当社は東邦金属行動憲章を制定し、その項目の一つとして反社会的勢力排除の取組みを定めております。具体的には、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては断固たる行動をとり、一切の関係を遮断するように努めるものとしております。

2. 整備状況

当社は東邦金属行動憲章の考えを定着させるために東邦金属行動指針を策定し、社内掲示を通じて周知させております。

また、反社会的勢力情報の収集として大阪府企業防衛連合協議会が行う地域活動や会合に参加し、取引の相手方と契約書や覚書を締結することにより相互に反社会的勢力でないことを確認するとともに、反社会的勢力と知らずに何らかの関係を有してしまった場合には、これが判明した時点で、速やかに関係を解消いたします。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

